

第 25 回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 2 年 4 月 3 0 日 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0

2. 場 所 釧路市役所本庁舎 議会議場

3. 出席委員

1 番 志賀 忠浩委員	2 番 山崎 隆史委員	3 番 福西 範委員
4 番 成田 俊英委員	5 番 大坂 博文委員	6 番 金子 靖委員
7 番 村上 正人委員	9 番 稲場 洋二委員	10 番 細川 裕委員
11 番 野村 照明委員	12 番 大畑 礼子委員	13 番 松下 裕幸委員
14 番 菊池 利治委員	15 番 熊坂 隆雄委員	16 番 田井 克廣委員
17 番 野澤 勲委員	18 番 廣瀬女公美委員	19 番 佐藤 泰正委員
21 番 浅野 徳昭委員	20 番 清水 幸治委員	

(以上 20名)

4. 欠席委員

8 番 佐藤 裕司委員

5. 参 与 者

農業委員会事務局  
事務局長 永洞 直哉 次長 秋元 公宏 主査 高山 直樹

(以上 3名)

会議録署名委員の指名

9 番 稲場 洋二委員
10 番 細川 裕委員

6. 議事日程

会期決定について 令和 2 年 4 月 3 0 日 (1日)

報告第 5 4 号 現況証明願について (市街化区域)  
議案第 1 1 8 号 現況証明願について  
議案第 1 1 9 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の審査について  
議案第 1 2 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 1 2 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る進達について  
議案第 1 2 2 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
協議事項 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案) 及び令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案) の策定について

議長  
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。  
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。  
只今より第25回釧路市農業委員会総会を開催致します。  
本日の出席者は20名です。  
議事録署名人に9番、稲場洋二委員、10番、細川裕委員を指名しますので、よろしくお願い致します。  
なお、会期は本日4月30日の1日と致します。  
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局  
永洞事務局長

会務概要報告を行います。  
議案書の2ページをご覧ください。

(以下 会務概要報告)

議長  
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が1件ございます。  
報告第44号「現況証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局  
永洞事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第54号「現況証明願」について報告します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が3件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畑になっております[ ]、の一筆、[ ]㎡の土地について、所有者の[ ]氏の代理人である、[ ]氏から現況証明願があり、3月26日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、3月30日に会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の2番は、資料が8ページから10ページにございます。

公簿地目が畑になっております[ ]、の一筆、[ ]㎡の土地について、所有者の[ ]氏の代理人である、[ ]氏から現況証明願があり、3月31日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、4月1日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の3番は、資料が8ページと11ページから13ページにございます。

公簿地目が畑になっております[ ]、他2筆、合計[ ]㎡の土地につ

いて、所有者の[ ]氏の代理人である、[ ]氏から現況証明願があり、3月31日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は宅地でしたので、4月1日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、3件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

議長  
野村会長

ただいま報告がありました報告第54号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。  
議案第118号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局  
永洞事務局長

それでは、議案書の14ページでございます、議案第118号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、音別地区で2件の申請がございました。

議案書15ページの表の1番は、資料が16ページと17ページでございます。

公簿地目が雑種地である、[ ]、の一筆、[ ]㎡の土地について、所有者である[ ]より現況証明願がございました。

4月14日、音別地区の農業委員6名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、表の2番は、資料が16ページと18ページでございます。

公簿地目が原野である、[ ]、の一筆、[ ]㎡の土地について、所有者である[ ]より現況証明願がございました。

4月14日、音別地区の農業委員6名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の公衆用道路であると確認致しました。

以上、2件の「現況証明願」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番と2番の現地調査結果について、調査委員長の山崎隆史委員から報告をお願いします。

委員  
山崎委員

議案第118号「現況証明願」の、まずは1番について、調査報告を致します。

所在地は、[ ]、面積[ ]㎡で公簿地目が雑種地となっており、所有者及び申請者は[ ]より、現況確認のための現況証明願の提出がありました。

調査日は令和2年4月14日、音別地区委員6名と事務局職員2名で現地調査を実施し、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認いたしました。

続いて2番の調査報告をいたします。

所在地は、[redacted]、面積 [redacted] m<sup>2</sup>で公簿地目が原野となっており、所有者及び申請者は [redacted] より、現況確認のための現況証明願の提出がありました。

調査日及び調査委員は1番と同じです。

該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は公衆用道路であることを確認いたしました。

以上、現地調査結果について報告をいたしますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長  
野村会長

山崎委員、ありがとうございました。

それでは、議案第118号「現況証明願」について一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第118号「現況証明願」の1番及び2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第118号「現況証明願」の1番及び2番については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第119号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について事務局より説明して下さい。

事務局  
永洞事務局長

それでは、議案書の19ページにございます、議案第119号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、借入人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。

今回は、音別地区で3件の通知がございました。

議案書20ページの表の1番は、資料が21ページと22ページにございます。

[redacted]氏が所有する、[redacted]、他3筆、合計 [redacted] m<sup>2</sup>の農用地について、借主であります [redacted] との間で、令和2年3月31日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の2番は、資料が21ページと23ページにございます。

[redacted]氏が所有する、[redacted]、他2筆、合計 [redacted] m<sup>2</sup>の農用地について、借主であります [redacted] との間で、令和2年3月31日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の3番は、資料が24ページと25ページにございます。

[redacted]氏が所有する、[redacted]、の一筆、[redacted] m<sup>2</sup>の農用地について、借主であります [redacted] 氏との間で、令和2年4月10日に合意解約

を行い、同日通知がございました。

いずれの件も合意による解約が当該農用地を引き渡すこととなる期限の前六月以内に成立したもので、その旨が書面において明らかであり、農地法第18条第1項ただし書の規定により北海道知事の許可を要しないものと確認しております。

以上、3件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま説明がありました、「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」については原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第120号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局  
永洞事務局長

それでは、議案書の26ページにございます、議案第120号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、阿寒地区で1件と音別地区で3件の許可申請がありました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認ください。

議案書27ページの表の1番は、資料が29ページと30ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の一筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■に■■■■円で、売買による所有権移転を行うものです。

次に、議案書28ページの表の2番は、資料が31ページと32ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の一筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に■■■■円で、売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の3番は、資料が31ページと33ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の一筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に■■■■円で、売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の4番は、資料が34ページと35ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の一筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に■■■■円で、売買による所有権移転を行うものです。

以上、4件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま説明がありました「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、調査委員長の細川裕委員から報告をお願いします。

委員  
細川委員

議案第120号「農地法第3条の規定による許可申請」のうち1番について、調査報告を致します。

申請の内容は、■■■■氏が所有する、■■■■、の一筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■に総額■■■■円で、売買による所有権の移転を行うものであります。

令和2年4月17日、阿寒地区農業委員3名及び事務局職員2名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長  
野村会長

細川委員、ありがとうございました。

次に2番から4番までについて、調査委員長の山崎隆史委員から報告をお願いします。

委員  
山崎委員

議案第120号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番から4番について、調査報告をいたします。

3件全てについて、4月14日、音別地区農業委員6名及び事務局2名により現地調査及び協議を行いました。

まず、2番の申請内容は、■■■■氏の所有する、■■■■、■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ売買による■■■■をするもので、今後も当該農地を適正に管理していくと認められることから、許可相当という結論となりました。

続いて3番の調査報告をいたします。

申請内容は、■■■■氏の所有する■■■■、■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ売買による所有権移転をするもので、今後も当該農地を適正に管理していくと認められることから、許可相当という結論となりました。

続いて4番の調査報告をいたします。

申請内容は、■■■■氏の所有する■■■■、■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ売買による所有権移転をするもので、今後も当該農地を適正に管理していくと認められることから、許可相当という結論となりましたので、以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長  
野村会長

山崎委員、ありがとうございました。

それでは、議案第120号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致しますが、4番につきましては、田井克廣委員が議事参与の制限にあたります。

従いまして、最初に1番から3番を一括して審議した後に、4番を審議致します。

議長  
野村会長

それでは、1番から3番を一括して審議致します。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。  
議案第120号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から3番について、  
原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第120号「農地法第3条の規定による許可申請」の  
1番から3番については、原案のとおり決定致します。

次に、4番を審議致しますので、田井委員は退室をお願い致します。

(田井委員退室)

議長  
野村会長

それでは、4番を審議致します。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。  
議案第120号「農地法第3条の規定による許可申請」の4番について、原案に賛  
成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長  
野村会長

賛成多数で賛成と認め、原案のとおり決定致します。  
退室されている田井委員は入室して下さい。

(田井委員入室)

議長  
野村会長

4番は、原案のとおり決定致しました。  
次に、議案第121号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について  
審議いたします。

事務局より説明して下さい。

事務局  
永洞事務局長

それでは、議案書36ページでございます、議案第121号「農地法第5条の規定  
による許可申請の進達」について説明します。

農用地を転用するため、農地法第3条第1項本文に掲げる権利を設定、又は移転す

る場合には、当事者が都道府県知事の許可を受けることとなりますが、許可申請は、農業委員会で審議をし、意見を付して北海道知事に進達することになっております。

今回、阿寒地区で1件の許可申請がございました。

議案書37ページ目の表の1番は、資料が議案書38ページから44ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の一筆、■■■■㎡の農用地について、令和3年5月24日まで■■■■に無償の使用貸借により、砂利採取を行うための一時転用の許可申請です。

砂利採取については、既に釧路市産業振興部より事前協議の依頼があり、事務レベルでの事前協議を終了しております。

また、農業振興計画への影響についても、釧路市農林課に照会を行い、支障ない旨の回答を得ております。

本件につきましては、4月17日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員2名で、現地調査などの審査を行っております。

お手元に配付しております、農地法第5条調査書も併せてご確認下さい。

以上、1件の「農地法第5条の規定による許可申請の進達」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

ただいま事務局から説明がありました「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について、調査委員長の細川裕委員から報告をお願いします。

議案第121号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について調査報告致します。

本内容は、■■■■氏が所有する■■■■の一筆、■■■■㎡の農地について、■■■■に使用貸借して、砂利採取のための一時転用を行うものです。

また、本申請地である■■■■は農用地区域の農地ではありますが、釧路市長より農振整備計画の達成に支障ない旨の回答を得ており、砂利採取につきましても、既に事前協議を終えております。

令和2年4月17日、阿寒地区農業委員3名及び事務局職員2名で現地調査及び協議を行った結果、本申請による砂利採取期間は1年であり、農地法第5条の一時転用の許可要件を全て満たしておりますことから、許可相当という意見となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

細川委員、ありがとうございました。

それでは、議案第121号「農地法第5条の規定による許可申請の進達」について審議致しますが、金子靖委員が議事参与の制限にあたりますので、金子委員は退室をお願い致します。

(金子靖委員退室)

それでは、審議致します。  
質問、意見を求めます。

議長  
野村会長  
委員  
細川委員

議長  
野村会長

議長  
野村会長



委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第121号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

議長  
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第121号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」については原案のとおり決定致します。

退室されている金子委員は入室して下さい。

(金子委員入室)

議長  
野村会長

それでは、次に、議案第122号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

議長  
野村会長

それでは、議案書の45ページにございます、議案第122号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、鉏路地区で1件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。

議案書46ページの表の1番は、資料が47ページと48ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の一筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

以上、1件の「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

それでは、審議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第122号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致と認め、議案第122号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定致します。

次に、協議事項「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価（案）並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の策定」について協議を行います。

事務局より説明願います。

事務局  
永洞事務局長

それでは、議案書の49ページでございます。協議事項「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価（案）及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の策定」についてご説明致します。

農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」において、農業委員会は、活動の計画等の策定、点検評価の検討を毎年度3月末までに作成し、30日以上ホームページで地域農業者からの意見要望などを聴取、これらを踏まえ前年度の点検評価結果及び新年度の目標とその達成に向けた活動計画を決定し、6月末までにホームページに公表することとされております。

つきましては、事務局として検討致しました原案を議案書の50ページから60ページに記載しましたので、ご協議をお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま提案のありました「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価（案）及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の策定」について協議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、ご異議がないものと認め、原案のとおりと致します。最後に新年度の注意事項でございます。

本日、皆さんのお手元に資料を配付しておりますが、皆さんもご存じのとおり、昨年度、奈良県や大分県などにおいて、農地法違反や収賄などの容疑により農業委員会の関係者が逮捕されたとの報道があり、農業委員会組織として信用の失墜が懸念されております。

釧路市農業委員会として、日々の農地行政の執行にあつては、関係法令の遵守に、細心の注意を払っているところでございますが、新年度においても引き続き、法令に基づいた厳正な許可審査手続き等の実施に、皆さまのご協力をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

それでは、これに対して、ご意見はございませんか。

委員  
松下委員

私から、意見を申し上げたいと思います。

まず、ただいま説明のありました、農業委員等の綱紀肅正につきまして、我々委員それぞれの立場の上で、また、一昨年新しく農業委員に入られた方々も居られる中で、改めて綱紀肅正という意味を、考えていかなければと思います。

それぞれの立場でそれぞれの仕事をしている訳ですが、見逃しや、行き過ぎなど、起こしてしまう場合が無いとも限らず、今後もそれぞれの委員が話し合う場面を多く作って頂ければと思います。

それから、罰則規定も有ると思いますので、どうか委員の皆さん、間違いを起こさないよう、普段から委員としての立場を自覚して、業務に臨んで頂きたいと思います。

さらに、一番肝心な事として、我々委員は半ば公務員という形になる訳ですが、その中には守秘義務があり、この委員会で議論されたことが、そのまま外に筒抜けることは、守秘義務違反にあたります。

総会の内容等については、ホームページなどに出ているはずですので、それ以上の内容というのは、完全に守秘義務違反に当たりますので、十分に注意をして頂きたいと、また同時に皆さんには、今後、そのことを理解した上で総会に臨んで頂きたいと重ね重ね申し上げまして終わらせて頂きます。

議長  
野村会長

はい、ありがとうございました。

我々といたしましても、他人事では無く常に自分の責任というものを、しっかり考えて行動していきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和2年 4月 30日

議長 野村 照明

署名委員 榎 場 洋二

署名委員 糸田 裕